

市民防災農地登録申出書

(宛先) 川崎市長

申出者 住所

氏名

電話番号 — —

次のとおり市民防災農地として登録を申し出ます。

農地の所在地	現況 地目	面積 m ²	井戸の 有無	農地区分			
				市街化区域内		市街化調整区域内	
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
				生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地

- 1 農地区分欄には、該当するところに○をつけ、農地が生産緑地地区の場合は、生産緑地指定番号を記入してください。
- 2 農地に所有権以外の賃借権、使用貸借による権利、永小作権等の権利が設定されている場合は、登録申出する農地の所有者は、その権利を有する者の同意書（様式第2号）を添付してください。

(様式第2号)

市民防災農地登録同意書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

権利者住所

氏名

電話 ()

川崎市市民防災農地登録実施要綱第4条第2項の規定に基づき、次の農地を同要綱第3条に規定する市民防災農地として登録することに同意します。

所在及び地番	所有者氏名	権利の種類
川崎市 区		

- 1 同意書は、権利者ごとに作成してください。
- 2 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(様式第3号)

市民防災農地登録基本台帳

登録 番号	登録 年月日	氏 名	電話番号	住 所	農地の所在地	現 況 地 目	面 積 ㎡	農 地 区 分				備 考
								市街化区域内		市街化調整区域内		
								生産緑 地地区	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地	

(注) 生産緑地の欄の上段は生産緑地指定番号を記入し、下段は生産緑地面積、●は標識が設置されていることを表す。

(様式第4号)

市民防災農地管理台帳 (区)

箇所 番号	農地の所在地	現況 地目	面積 ㎡	農 地 区 分				氏 名	電話番号	住 所	登録 年月日	登録番号
				市街化区域内		市街化調整区域内						
				生産緑 地地区	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地					
㎡												

(注) 生産緑地の欄の上段は生産緑地指定番号を記入し、下段は生産緑地面積、●は標識が設置されていることを表す。

(様式第5号)

登録番号 ()

市 民 防 災 農 地 登 録 証

年 月 日

市民防災農地申出者

様

川崎市長 印

あなたの次の農地を市民防災農地として
登録したことを証します。

所 在 地	面 積	地 目

登録期間 年 月 日～ 年 月 日

- 注 1 登録期間の終了前に市長が市民防災農地として適当でないと認めた場合、又は市民防災農地登録者若しくはその承継者から市民防災農地登録取下げ申出書（様式第6号）の提出があった場合を除き、当該登録は自動的に更新するものとします。
- 2 登録後、農地内に市民防災農地である旨を明示するための標識を設置します。
- 3 登録農地の現況が農地でなくなった場合は、市民防災農地登録取下げ申出書（様式第6号）を提出してください。

市民防災農地登録取下げ申出書

(宛先) 川崎市長

申出者 住所

氏名

電話番号 — —

次のとおり市民防災農地として登録取下げを申し出ます。

農地の所在地	登録番号	面積 m ²	農地区分			
			市街化区域内		市街化調整区域内	
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地
			生産緑地地区 No.	生産緑地地区 以外の農地	農振農用地 区域内農地	左記以外 の農地

- 1 農地区分欄には、該当するところに○をつけ、農地が生産緑地地区の場合は、生産緑地指定番号を記入してください。
- 2 当該農地に標識が設置されているときは返還してください。